

令和7年5月26日

第11回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第11回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年5月26日(月) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第4号 農用地あっせん申出について

議案第5号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 久 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 下 吉 一 宏		

1 小委員長

17 番 濱 田 保

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

13 番 小 荒 田 大 樹 20 番 川 畑 淳 一 29 番 湯 之 上 大 幸

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	小 吉 建 治
主幹兼農地総務係長	前 村 修
農地総務係主任	今 奈 良 昂 平
主幹兼振興係長	前 田 昭 市
振興係主事	藤 久 保 宏 実
振興係主事	池 田 恵
主幹兼地域計画係長	向 吉 真 一
地域計画係主査	宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第11回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「5番委員」と「6番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、借人が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は22件です。

	それでは、議案書の４ページをお開きください。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第１９条第３項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち１番については、新規就農者に関する案件であり、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。
事務局	それでは、番号１につきまして、事務局で調査を行いましたので、報告いたします。 申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。 申請人は、観葉植物を生産する農業法人に勤めていますが、７月末で退職し、その後自ら観葉植物を生産、販売するために、新規就農者となりました。 農機具等は、知人から借用し、栽培技術や機械の操作については、これまでの仕事で習得したので問題はありません。 作業に従事するのは本人のみで、さまざまな品種を生産する予定で、年間販売高６００万円を目指しているとのことでした。 なお、営農計画書を審議資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。 以上で、報告を終わります。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち１番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号の１番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち2番についても、新規就農者に関する案件で、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員に報告を求めます。

11番委員

番号2につきまして、5月12日に、私と30番委員で調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、プロサッカー選手でしたが、実家が農家であったことから、帰郷後、自分で農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、親から借用し、栽培技術や機械の操作については、親や知人から教わるので問題はありません。

作業に従事するのは、妻と2人で、栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウを中心に、年間販売高250万円を目指しています。

また、将来的には、そら豆やさつま芋など、新たな作物も導入し、規模拡大を考えているとのことでした。

なお、営農計画書を審議資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、担当委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、3番から11ページ22番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

21番委員
事務局
議長
委員
議長

委員
議長

譲渡人について、名義人と申請人が異なる場合でも契約可能ですか。
はい。相続持分の過半の同意があれば出来ることとなっています。
ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号の3番から22番については、原案のとおり承認すること
にご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定
のうち3番から22番については、原案のとおり承認することに決定い
たします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地
調査の報告を求めます。

小委員長

5月12日の転用調査時に、私と26番委員、29番委員、事務局3
名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲
的に営農に取り組んでおります。

1番から8番は売買、9番は知人への贈与、10番から12番は親族
への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのことでした。

また、12件のうち5番と10番は、住宅に隣接する農地で、所有権
移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的に
まとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないもの
と思われまます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資
料の3ページから44ページに添付してありますように、すべての案件
に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条
調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件の
すべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等を
ご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、8番委員の退
席を求めます。

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

小委員長

(8番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち3番から15ページ12番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の3番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち3番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

審議資料の45ページをお開きください。

まず、番号1番です。転用目的は貸残土置場です。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ500m離れた農地で、東は宅地及び畑で、西は雑種地、南は市道、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に

該当します。

申請人は、建設業等を営む会社の役員で、申請地を取得し残土置場として整備し、法人へ貸し出す計画です。

土地の形状については現状のままで、構造物等の建築はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の46ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ180m離れた農地で、東と北は宅地、西は市道、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が、定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、隣接地との境界には防護柵を設置する予定です。隣接する農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は、工事用通路及び製作ヤードです。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ700m離れた農地で、東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築業を営む法人で、保安林内で行う海岸防災林造成の工事に関連し、現場に隣接する申請地を使用貸借し、保安林の一部を一体利用して、工事区域への進入路及び製作ヤードを整備する計画です。

本案件は、令和6年5月24日開催の第35回農業委員会議案第4号6番で審議いただき、許可となった農地の一時転用の継続申請で、鹿児島県南薩地域振興局発注工事に係る、農地の申請面積が3,000㎡を超える案件ではありますが、前回の申請内容と変更点がないことから、全体調査は省略し、小委員会による対応としました。

なお、海岸防災林造成工事は10年間の計画となっているものの、工

事発注元である県との変更契約期限は令和7年11月18日までとなっていることから、一時転用の期間については、許可日から令和7年11月末日までとしています。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。建築物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は牛舎です。

審議資料の48ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ1.1km離れた農地で、東と西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農用地利用計画指定用途に該当します。

申請地は農用地区域内農地で、譲渡人の父親が築造した牛舎が既に建っていますが、資料保存期間の関係により当時の転用許可に関する経緯が不明であることから、始末書が提出されております。

土地の形状については現状のままで、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、4件の申請に対しては報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の18ページをお開きください。

	議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出が7件、貸付申出が1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の49ページから 70ページに掲載しています。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたしま す。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出 されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付について申し上げます。 議案書の18ページをお開きください。 番号1は、11番委員、30番委員。 番号2は、36番委員、17番委員。 番号3は、岩本、新西方の畑を、35番委員、15番委員。 小牧の畑を、37番委員、18番委員。 番号4は、25番委員、6番委員。 番号5は、33番委員、13番委員。 番号6は、22番委員、3番委員。 番号7は、24番委員、5番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第4号農用地あっせん申出については原案のとおり承 認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題と いたします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は20ページから21ページになります。

今回の非農地判断は、西指宿中学校南西側と幸屋の交差点周辺を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、28筆8,540㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他について、ご説明いたします。議案書の22ページをお開きください。

その他（議案書22ページと23ページを参照して説明）

1. 一時使用届
2. 5月の行事報告
3. 6月の行事予定

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第11回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後2時53分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員5番委員 _____

議事録署名委員6番委員 _____

